



一般財団法人 日欧産業協力センター

EU Policy Insights

欧州グリーンディール

Vol. 38 2026年10月

EU包装・包装廃棄物規則(PPWR)の詳説

“Packaging and Packaging Waste Regulation”

シニアリサーチフェロー 新開裕子

- 本資料は、当センターの公式見解を示すものではありません。
- 本レポートの内容は別途記載がない限り執筆時点で入手している情報に基づくものであり、その後の状況変化や追加政策発表により変わる場合があります。
- 本レポートへのご意見、取り上げて欲しいトピック等、お寄せください。

eujp-info@eu-japan.or.jp

一般財団法人 日欧産業協力センター

〒108-0072 東京都港区白金1-27-6 白金高輪ステーションビル4階

TEL: 03-6408-0281 FAX: 03-6408-0283

E-MAIL : eujp-info@eu-japan.or.jp

サマリー

EUの包装・包装廃棄物規則（Regulation (EU) 2025/40、以下「PPWR」）は、2025年1月22日にEU官報に掲載され、同年2月11日に発効し、原則として2026年8月12日から適用が開始された。従来の包装・包装廃棄物指令94/62/ECは同日付で廃止されたが、表示、基本要件、報告に関する一部規定には第70条の経過措置がある。規則化により、持続可能性、表示及び情報に関する要件はEU共通のルールとなった。EPR（拡大生産者責任）の登録、回収制度、料金及び執行は、引き続き加盟国別の運用となる。

PPWRは、再資源化しやすい包装を増やす設計要件と、再生プラスチックの需要を作る最低含有率を組み合わせ、包装を通じて二次原料市場の形成を進める制度である。PPWRに対応するために、企業は、包装仕様を決める段階で、調達可能な材料、製品保護性能、再資源化可能性、適合を裏付けるデータを整備しなければならない。

前稿（Vol. 37（2026年7月号））では、PPWRの政策的位置づけや主な要件・義務について概説した。本稿では、主要義務の内容を詳説し、企業における実務対応の論点を整理する。尚、本文中に引用された条文は、別途記載のない限り、PPWRの条文を指す。

賛助会員・関係者の皆様のみ全文閲覧・ダウンロードが可能です。

賛助会員へのご入会[こちら](#)